



大竹警察署 交通だより

5 月号

5月は【自転車マナーアップ強化月間】です

期 間 令和8年5月1日(金)～5月31日(日)

スローガン ヘルメット 命のお守り 忘れずに

自転車は幅広い年齢層が利用できる手軽で便利な乗り物ですが、交通ルールを守らなかったり、危険な乗り方をすると、交通事故の被害者になるだけでなく、加害者になることもあります。次の5つのルールのほか、道路交通法令の定める交通ルールを守って自転車の安全な利用を心がけてください。

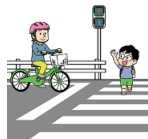
自転車安全利用5則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



自転車が通行できる歩道には標識等があります。13歳未満、70歳以上の場合は歩道通行が可能です。歩道は歩行者優先！自転車は車道寄りを徐行しましょう！

- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



基本の「キ」ですよ！

- ③ 夜間はライトを点灯



前方の安全確認だけでなく、周囲の車や歩行者に自転車の存在を知らせるため、早めの点灯を！

- ④ 飲酒運転は禁止



自転車も車の仲間です。飲酒運転は法律で禁止されています！ダメゼッタイ！！

- ⑤ ヘルメットを着用



事故による被害を軽減するため、ヘルメットを着用しましょう！

交通事故発生状況

令和8年4月30日 まで（確定値）

大竹署管内	区分	令和8年	令和7年 (前年同期)	前年同期比	
				増減数	増減率
	発生件数	10 件	5 件	+5 件	100.0 %
	死者数	0 人	0 人	0 件	—
	負傷者数	10 人	5 人	+5 件	100.0 %

県内	区分	令和8年	令和7年 (前年同期)	前年同期比	
				増減数	増減率
	発生件数	1,342 件	1,228 件	+114 件	9.3 %
	死者数	18 人	19 人	-1 件	-5.3 %
	負傷者数	1,558 人	1,432 人	+126 件	8.8 %

令和8年 交通安全年間スローガン

譲り合い ハンドル越しの思いやり